

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分担当名	スポーツパーク八幡屋活性化グループ、大阪スポーツパートナーズ、(公財)フィットネス21事業団、大阪クリーン工房・SSK・KSC共同事業体、オージースポーツ・イオンディライト・パティネレジャー共同事業体、淀川OGAE共同事業体、明治スポーツ・セントラルスポーツグループ、(株)ティップネス、新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体、鶴見緑地スマイルパートナーズ、長居わくわくプロジェクトチーム(指定管理者)
処分の名称	大阪市立プールの入館の制限
概要	大阪市立プール条例(昭和49年4月1日大阪市条例第41号)に記載されている市内にあるプールの管理上、次に掲げる要件を満たす者は入館を断り、又は退館させることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立プール条例(昭和49年4月1日大阪市条例第41号)第7条 (URL: http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>◎プールの管理上、次に掲げる要件を満たす者は入館を断り、又は退館させることがあります。</p> <p>(1) 入場者が定員を超えた場合</p> <p>(2) 定員以内であっても遊泳上危険があると考えられる場合</p> <p>(3) 6歳未満の者で成年者が同伴しない者</p> <p>(4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者</p> <p>○「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。</p> <p>○以下の者は、この要件を満たしているとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に大きな音量を発する者 ・著しい悪臭、異臭を発する物品を使用するもの ・その他、他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがある者 <p>(5) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者</p> <p>○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用できない状態にすることを含みます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たしているとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 <p>(6) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者</p> <p>○「危害」とは、人の生命、身体、財産を損ない、又は損なう恐れがある状況をいいます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たしているとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刀剣、銃器、劇薬物等の危険物を携行する者 ・著しい悪臭、異臭を発する物品もしくは動物を携行する者 <p>(7) 管理上必要な指示に従わない者</p> <p>○「管理上必要」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持、補修など施設の管理していく上で必要なことをいいます。</p> <p>○以下の者は、この要件を満たしているとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された場所以外での飲食、喫煙をする者 ・大量のごみを施設内に放置し、持ち帰るようにとの指示に従わない者 <p>(8) その他管理上支障があると認める者</p> <p>上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて支障があるとされる場合があります。</p>
ホームページ	https://www.opas.jp/osakashi/
備考	